

## 仙台市感染症メディカル・ネットワーク会議設置要綱

(平成21年3月31日市長決裁)

### (設置)

第1条 本市における新型インフルエンザ等及び急速にまん延し又は、重篤化するおそれのある感染症（以下「新型インフルエンザ感染症等」という。）について、円滑な医療体制の構築等を図るため、仙台市感染症メディカル・ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 新型インフルエンザ感染症等に対する医療体制に関すること
- (2) 新型インフルエンザ感染症等の感染予防及び感染拡大防止に関すること
- (3) その他感染症危機管理に関すること

### (構成)

第3条 ネットワーク会議の委員は、20名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 関係行政機関の職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、ネットワーク会議を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会義は、必要に応じて会長が招集する。

(委員以外の関係者への協力要請)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第8条 ネットワーク会議の事務局は、仙台市健康福祉局保健所健康安全課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長がネットワーク会議の会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成22年4月1日改正）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成24年6月1日改正）

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附 則（平成26年11月5日改正）

この要綱は、平成26年12月1日から実施する。

附 則（平成27年 月 日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。